

リビング・ニーズ特約

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

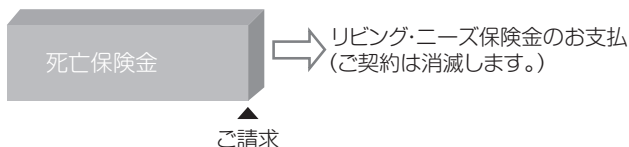
ご契約のしおり

「リビング・ニーズ特約」のしくみ・特長・お支払について

1. 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき、主契約、死亡保険金等のある特約の死亡保険金の全部または一部を、リビング・ニーズ保険金として被保険者の生存中に受取ることができます。
2. リビング・ニーズ保険金は、闘病資金や充実した余命期間を過ごすための資金などとして活用することができます。
3. 「リビング・ニーズ特約」の保険料のお払込は必要ありません。

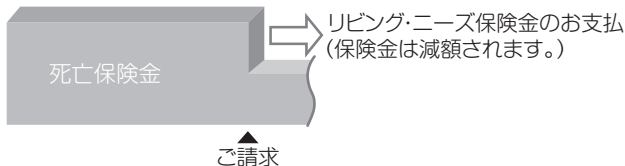
●「リビング・ニーズ特約」のしくみ

1. 死亡保険金の全部をお支払いした場合



- ・ご契約は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって消滅します。
- ・主契約に付加されている特約も同時に消滅します。この場合、消滅する特約に解約払戻金がある場合でも、解約払戻金はお支払いしません。

2. 死亡保険金の一部をお支払いした場合



- ・保険金額は、リビング・ニーズ保険金のご請求日にさかのぼって指定保険金額分だけ減額されます。この場合、保険金額の減額分についての解約払戻金はお支払いしません。
- ・リビング・ニーズ保険金をお支払いした後も継続する部分の保険料については、引き続きお払込が必要です。
- ・「リビング・ニーズ特約」の対象とならない特約については、そのまま継続します。

※リビング・ニーズ保険金は、つぎのとおりお支払いします。

＜リビング・ニーズ保険金＞

お支払事由	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき
お支払額	指定保険金額を基準として計算した金額※
お受取人	被保険者

※リビング・ニーズ保険金のご請求の際に、被保険者は、対象となる保険金額の範囲内で、指定保険金額を指定してください。リビング・ニーズ保険金のお支払額は、指定保険金額から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差引いた金額とします。

＊指定保険金額について

- ・100万円以上100万円単位で指定してください。ただし、死亡保険金額が100万円単位でない場合、指定保険金額は死亡保険金の全額となります。（保険種類によっては、別途ご案内する当社所定の範囲内で指定してください）
- ・被保険者お1人につき、当社のすべてのご契約を通算して3,000万円を限度とします。

＊「余命6か月以内」であるかどうかについては、医師が記入した診断書などにもとづいて、当社が判断します。「余命6か月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。

＊リビング・ニーズ保険金のお支払は、1回となります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合には、「リビング・ニーズ特約」は消滅します。

●「無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕」に付加した場合の取扱

- ・保険料払込期間中は、リビング・ニーズ保険金のご請求はできません。
- ・リビング・ニーズ保険金のご請求の際に、被保険者は、対象となる保険金額の範囲内で、指定保険金額を指定してください。リビング・ニーズ保険金のお支払額は、指定保険金額から、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および未払込保険料を差引いた金額とします。
- ・「介護重点保障型」へ型の変更をした場合には、「リビング・ニーズ特約」は消滅します。

●主契約、死亡保険金等のある特約の保険期間満了前1年以内である場合の取扱

- ・リビング・ニーズ保険金のご請求日が、主契約、死亡保険金等のある特約の保険期間満了前1年以内である場合（主契約、特約が更新される場合を除きます。）には、その主契約、特約については「リビング・ニーズ特約」は適用しません。

●指定代理請求人の制度について

- ・被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情がある場合には、ご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が、リビング・ニーズ保険金を請求できます。「指定代理請求特約」を付加した場合には、その規定を優先して適用します。

リビング・ニーズ特約

(2024年6月改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、将来の死亡保険金の全部または一部にかえて、リビング・ニーズ保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結および責任開始期>

- 1 この特約は、保険契約者と会社との間で主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）を締結する際に、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者が会社に申し出て、会社が承諾することにより、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、主契約の責任開始期と同一とします。

第2条<特約の保険料の払込>

この特約は保険料の払込を要しません。

第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。また、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了（主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合にも、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとし、その特約の消滅に関する規定にかかわらず、解約払戻金を支払いません。
- 4 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主約款の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に

対する解約払戻金を支払いません。

- 5 会社は、主契約の保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後リビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 7 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。
- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人および満期保険金受取人（主契約に満期保険金がある場合に限り。）の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 9 主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規定による貸付金があるときは、会社は、その支払うべき金額からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 10 リビング・ニーズ保険金の受取人は第8項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>

- 1 被保険者が、つぎのいずれかによりリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
 - (1) 保険契約者、被保険者または第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項に定める指定代理請求人の故意
 - (2) 被保険者の犯罪行為
 - (3) 戦争その他の変乱
- 2 被保険者が、戦争その他の変乱によってリビング・ニーズ保険金の支払事由に該当した場合でも、支払事由に該当する被保険者の数の増加が、主契約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、会社は、その程度に応じ、リビング・ニーズ保険金を全額または削減して支払うことがあります。

第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>

- 1 リビング・ニーズ保険金を請求する場合には、被保険者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者がリビング・ニーズ保険金を請求できない特別な事情があると会社が認めたときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（第8条<指定代理請求人の変更>の規定により変更した者を含みます。以下、「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、リビング・ニーズ保険

金の受取人の代理人としてリビング・ニーズ保険金の請求をすることができます。ただし、リビング・ニーズ保険金の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 3 前項の規定により会社がリビング・ニーズ保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 4 リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。
- 5 主約款および特約条項の規定により、リビング・ニーズ保険金を支払うことによって消滅する部分の未経過期間に対応した保険料相当額を支払う場合は、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月経過した日に当該部分が消滅したものととして計算します。

第6条<特約の失効>

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条<特約の復活>

- 1 主契約の復活請求の際、別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定により請求されたこの特約の復活を承諾した場合には、主約款の規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第8条<指定代理請求人の変更>

- 1 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第2項の規定の範囲内の者であることを要します。
- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更は、保険証券に裏書を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第9条<告知義務および告知義務違反による解除>

この特約の締結または復活に際しての告知義務、告知義務違反による解除およびこの特約を解除できない場合については、主約款の告知義務、告知義務違反による解除および保険契約を解除できない場合の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第10条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大

事由による解除の規定を準用します。ただし、本条の規定によるこの特約の解除の通知について、正当な理由によって保険契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に解除の通知をします。

第 11 条＜特約の解約＞

- 1 保険契約者は、将来に向ってこの特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が、本条の請求をするときは、必要書類（別表 1）を会社に提出してください。

第 12 条＜特約の消滅＞

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

- (1) リビング・ニーズ保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

第 13 条＜特約の解約払戻金＞

この特約の解約払戻金はありません。

第 14 条＜特約の契約者配当＞

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 15 条＜特約の更新＞

- 1 主契約が更新されたときには、主契約とともにこの特約も更新されるものとします。ただし、更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。
- 2 前項の規定によりこの特約が更新される場合には、主約款の更新に関する規定を準用します。

第 16 条＜管轄裁判所＞

リビング・ニーズ保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 17 条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第 18 条＜中途付加する場合の特則＞

- 1 第 1 条＜特約の締結および責任開始期＞第 1 項の規定にかかわらず、主契約の締結後、保険契約者は被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲でこの特約を主契約に付加して締結することができます。
- 2 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第 1 条＜特約の締結および責任開始期＞第 2 項の規定にかかわらず、会社は、会社がこの特約の付加を承諾した時を責任開始期とします。
 - (2) 保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第 19 条＜主契約に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約、家族生活保障特約が付加されている場合の特則＞

主契約に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約および家族生活保障特約の全部または一部が付加されている場合には、つぎのとおりとします。ただし、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約または家族生活保障特約の保険期間の満了（定期特約および家族生活保障特約については、特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内である場合には、当該特約については、この特約は適用しません。

- (1) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第2項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約および家族生活保障特約の特約死亡保険金額（逡減定期特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約死亡保険金額、家族生活保障特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価）を加えた額とします。
- (2) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第2項に定める指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約、定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約および家族生活保障特約の死亡保険金額（特約死亡保険金額および特約家族生活保障年金の現価を含みます。なお、逡減定期特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約死亡保険金額、家族生活保障特約についてはリビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価とします。以下、本号において同じ。）のそれぞれの割合をもとに、会社の定める方法で、主契約およびこれらの特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) この特則によるリビング・ニーズ保険金の支払については、第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第3項から第9項までの規定および第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>第2項の規定を準用します。ただし、主契約に逡減定期特約、逡増定期特約または家族生活保障特約が付加されている場合には、第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第4項における指定保険金額分の減額は、主契約については指定保険金額が、逡減定期特約および逡増定期特約については指定保険金額に対応する特約基準保険金額が、家族生活保障特約については指定保険金額に対応する特約基準年金額が減額されたものとします。

第20条<主契約に災害死亡割増特約または傷害特約が付加されている場合の特則>

主契約に災害死亡割増特約または傷害特約が付加されている場合には、これらの特約条項の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払により主契約の保険金額または基準年金月額が減額（付加されている定期特約の特約保険金額、逡減定期特約もしくは逡増定期特約の特約基準保険金額また

は家族生活保障特約の特約基準年金額の減額を含みます。)され、災害保険金額が会社の定める限度をこえたときでも、災害保険金額は減額されないものとします。

第21条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>

この特約が付加されている主契約に年金支払移行特約が付加された場合には、つぎのとおりとします。

- (1) つぎのいずれかに該当したときは、この特約は同時に消滅します。
 - ① 主契約の全部を年金支払に移行したとき
 - ② 主契約のうち年金支払に移行しない部分が消滅したとき
- (2) 主契約のうち年金支払に移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- (3) 前号の場合で、主契約のうち年金支払に移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第22条<主契約が終身保険〔無選択型〕の場合の特則>

この特約を終身保険〔無選択型〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>を、つぎのとおり読み替えます。

第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類(別表1)を会社に提出してください。また、リビング・ニーズ保険金の請求日(必要書類(別表1)が会社に到着した日をいいます。以下同じ。)が主契約の契約日からその日を含めて2年以内である場合にも、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の死亡保険金額から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の主契約の死亡保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- 4 会社は、主契約の保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 5 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の

保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

7 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。

8 主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規定による貸付金があるときは、会社は、その支払うべき金額からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。

9 リビング・ニーズ保険金の受取人は第7項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

(2) 第9条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定は適用しません。

第23条<主契約が三大疾病保障終身保険の場合の特則>

この特約を三大疾病保障終身保険に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) この特約の指定代理請求人は、主契約の指定代理請求人と同一とします。

(2) 主約款に定める三大疾病保険金の請求とリビング・ニーズ保険金の請求を重ねて受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

第24条<主契約が三大疾病保障付終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則>

この特約を三大疾病保障付終身保険〔低解約払戻金型〕に付加した場合で、第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第4項の規定により、リビング・ニーズ保険金が支払われ、主契約の保険金額が減額されたときには、主契約の給付金額を、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって、主契約の保険金額の減額分と同じ割合で減額します。この場合、主約款の保険金額等の減額の規定にかかわらず、主契約の給付金額の減額分に対する解約払戻金を支払いません。

第25条<主契約が終身保険〔低解約払戻金型〕の場合の特則>

この特約を終身保険〔低解約払戻金型〕に付加した場合で、主契約に医療保障移行特約、公的介護保険制度連動年金支払移行特約または年金支払移行特約の全部または一部が付加されたときには、つぎのとおりとします。

(1) つぎのいずれかに該当したときは、この特約は同時に消滅します。

① 主契約の全部を医療保障移行特約に定める医療保障（以下、「医療保障」といいます。）、公的介護保険制

度連動年金支払移行特約に定める公的介護保険制度連動年金支払（以下、「公的介護保険制度連動年金支払」といいます。）または年金支払移行特約に定める年金支払（以下、「年金支払」といいます。）の全部または一部に移行したとき

- ② 主契約のうち医療保障、公的介護保険制度連動年金支払および年金支払のいずれにも移行しない部分が消滅したとき
- (2) 主契約のうち医療保障、公的介護保険制度連動年金支払および年金支払のいずれにも移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
- (3) 前号の場合で、主契約のうち医療保障、公的介護保険制度連動年金支払および年金支払のいずれにも移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- (4) 第21条<主契約に年金支払移行特約が付加された場合の特則>の規定は適用しません。

第26条<主契約が新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕の場合の特則>

- 1 この特約を新がん保険、がん定期保険またはがん保険〔2000〕に付加する場合には、特約の被保険者の型が本人型の定期特約〔がん保険〕および終身特約〔がん保険〕の全部または一部（本特約を通じて「死亡特約〔がん保険〕」といっています。）が付加されていることを要します。
- 2 この特約をがん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型B〕に付加する場合には、死亡特約〔がん保険〕が付加されていることを要します。
- 3 この特約を新がん保険、がん定期保険、がん保険〔2000〕、がん保険〔無解約払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕またはがん保険〔終身・無解約払戻金型B〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結および責任開始期>第1項中、「主契約の被保険者（以下、被保険者といっています。）」とあるのを「死亡特約〔がん保険〕の被保険者（以下、被保険者といっています。）」と読み替えます。
 - (2) 第1条<特約の締結および責任開始期>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 この特約の責任開始期（以下、「責任開始期」といいます。）は、つぎのとおりとします。

- (1) 主契約が新がん保険またはがん定期保険の場合会社が主契約（死亡特約〔がん保険〕を含みます。以下、本号において同じ。）の第1回保険料（第1回保険料相当額も含みます。）を受け取った時か、主契約の被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時とします。
- (2) 主契約ががん保険〔2000〕、がん保険〔無解約

払戻金型〕、がん保険〔終身・無解約払戻金型A〕
またはがん保険〔終身・無解約払戻金型B〕の場
合
主契約の保険期間の始期と同一とします。

- (3) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>を、つぎのとおり読み替えます。

第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）における死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額を合計した金額（以下、本条において「死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額」といいます。）のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 前項に定める指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額のそれぞれの割合をもとに、会社の定める方法で、これらの特約の特約保険金額から指定されたものとします。
- 4 死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、死亡特約〔がん保険〕は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- 5 死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、死亡特約〔がん保険〕は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。
- 6 前項の場合、死亡特約〔がん保険〕の特約条項における特約保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 7 会社は、死亡特約〔がん保険〕の特約保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後リビング・ニーズ保険金の請求を受けなくても、これを支払いません。
- 8 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ

保険金を支払いません。

- 9 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、死亡特約〔がん保険〕の特約保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。
- 10 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡特約〔がん保険〕の死亡保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 11 リビング・ニーズ保険金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

- (4) 第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>第2項中、「主契約」とあるのを「死亡特約〔がん保険〕」と読み替えます。
- (5) 第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第4項中、「主約款」とあるのを「主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）」と読み替えます。
- (6) 第12条<特約の消滅>に定めるほか、死亡特約〔がん保険〕がすべて消滅したときは、この特約も同時に消滅します。
- (7) 死亡特約〔がん保険〕に定期特約〔がん保険〕が含まれている場合で、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約〔がん保険〕の保険期間の満了（当該特約の特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内であるときには、当該特約については、この特約は適用しません。
- (8) 主契約に特約の被保険者の型が本人型の災害死亡割増特約〔がん保険〕（以下、本号において「災害死亡割増特約〔がん保険〕」といいます。）が付加されている場合には、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額の減額の規定にかかわらず、リビング・ニーズ保険金の支払により死亡特約〔がん保険〕の特約保険金額が減額され、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額が会社の定める限度をこえたときでも、災害死亡割増特約〔がん保険〕の特約保険金額は減額されないものとします。

第27条<主契約が疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療保険〔2009〕、医療保険〔無解約払戻金〕、医療保険〔無解約払戻金2020〕、医療保険〔無解約払戻金2023A〕、医療保険〔無解約払戻金2023B〕の場合の特則>

- 1 この特約を疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療保険〔2009〕、医療保険〔無解約払戻金〕、医療保険〔無解約払戻金2020〕、医療保険〔無解約払戻金2023A〕または医療保険〔無解約払戻金2023B〕に付加する場合には、定期特

約、終身特約、終身特約〔低解約払戻金〕および家族生活保障特約の全部または一部（本特約を通じて「死亡特約」といいます。）が付加されていることを要します。

- 2 この特約を疾病入院保険、医療保険〔2005〕、医療保険〔2009〕、医療保険〔無解約払戻金〕、医療保険〔無解約払戻金 2020〕、医療保険〔無解約払戻金 2023A〕または医療保険〔無解約払戻金 2023B〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>を、つぎのとおり読み替えます。

第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>

1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）におけるつぎの各号の金額を合計した金額（以下、本条において「死亡特約の特約保険金額」といいます。）のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。

(1) 定期特約の特約保険金額

(2) 終身特約の特約保険金額

(3) 終身特約〔低解約払戻金〕の特約保険金額

(4) 家族生活保障特約の特約家族生活保障年金の現価（リビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価とします。）

3 前項に定める指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における定期特約、終身特約、終身特約〔低解約払戻金〕および家族生活保障特約の特約保険金額（特約家族生活保障年金の現価を含みます。なお、家族生活保障特約については、リビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了する日における特約家族生活保障年金の現価とします。以下、本項において同じ。）のそれぞれの割合をもとに、会社の定める方法で、これらの特約の特約保険金額から指定されたものとします。

4 死亡特約の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、死亡特約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。

5 死亡特約の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、死亡特約は、指定保険金額分だけリビ

ング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、死亡特約に家族生活保障特約が含まれているときには、当該特約については、指定保険金額に対応する特約基準年金額が減額されたものとします。

6 前項の場合、死亡特約の特約条項における特約保険金額の減額または特約基準年金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。

7 会社は、死亡特約の特約保険金（特約年金を含みます。以下、本条において同じ。）を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後、リビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。

8 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

9 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、死亡特約の特約保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。

10 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合（主契約が医療保険〔2009〕、医療保険〔無解約払戻金〕、医療保険〔無解約払戻金 2020〕、医療保険〔無解約払戻金 2023 A〕または医療保険〔無解約払戻金 2023 B〕のときは、保険契約者が終身特約または終身特約〔低解約払戻金〕の死亡保険金受取人の場合）には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。

11 リビング・ニーズ保険金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

(2) 第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>第2項中、「主契約」とあるのを「死亡特約」と読み替えます。

(3) 第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第4項中、「主約款」とあるのを「主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）」と読み替えます。

(4) 第12条<特約の消滅>に定めるほか、つぎのいずれかに該当したときは、この特約も同時に消滅します。

① 死亡特約がすべて消滅したとき

② 死亡特約のうち、家族生活保障特約の特約年金が支払われたとき

(5) 第19条<主契約に定期特約、逡減定期特約、逡増定期特約、家族生活保障特約が付加されている場合の特則>の

規定は適用しません。

- (6) 死亡特約に定期特約または家族生活保障特約が含まれている場合で、リビング・ニーズ保険金の請求日が定期特約または家族生活保障特約の保険期間の満了（当該特約の特約条項の更新に関する規定により更新される場合を除きます。）前1年以内であるときには、当該特約については、この特約は適用しません。

第28条く主契約が引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕、引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕の場合の特則＞

- 1 この特約を引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕または引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕に付加する場合には、引受基準緩和型終身特約、引受基準緩和型終身特約A〔低解約払戻金〕または終身特約〔低解約払戻金〕の全部または一部（本特約を通じて「引受基準緩和型終身特約等」といいます。）が付加されていることを要します。
- 2 この特約を引受基準緩和型医療保険、引受基準緩和型新医療保険、引受基準緩和型医療保険〔無解約払戻金〕または引受基準緩和型医療保険A〔無解約払戻金〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第3条くリビング・ニーズ保険金の支払＞を、つぎのとおり読み替えます。

第3条くリビング・ニーズ保険金の支払＞

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）における引受基準緩和型終身特約等の特約死亡保険金の支払額のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額とします。
- 3 前項に定める指定保険金額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における引受基準緩和型終身特約等の特約保険金額のそれぞれの割合をもとに、会社の定める方法で、これらの特約の特約保険金額から指定されたものとします。
- 4 引受基準緩和型終身特約等の特約死亡保険金の支払額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、引受基準緩和型終身特約等は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- 5 引受基準緩和型終身特約等の特約死亡保険金の支

払額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、引受基準緩和型終身特約等は、指定保険金額に対応する特約保険金額だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。

- 6 前項の場合、引受基準緩和型終身特約等の特約条項における特約保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 7 会社は、引受基準緩和型終身特約等の特約保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後リビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 8 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 9 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、引受基準緩和型終身特約等の特約保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。
- 10 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 11 リビング・ニーズ保険金の受取人は前項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

(2) 第4条<リビング・ニーズ保険金を支払わない場合>第2項中、「主契約」とあるのを「引受基準緩和型終身特約等」と読み替えます。

(3) 第5条<リビング・ニーズ保険金の請求、支払時期および支払場所>第4項中、「主約款」とあるのを「主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）」と読み替えます。

(4) 第12条<特約の消滅>に定めるほか、引受基準緩和型終身特約等がすべて消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第29条<主契約が家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕の場合の特則>

この特約を家族生活保障保険〔無解約払戻金型〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日から起算して6か月間の満了

する日における主契約の家族生活保障月払年金の現価（以下、「6か月後月払年金現価」といいます。）のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、つぎの金額を差し引いた金額とします。

(1) リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額

(2) 主契約に満期祝金特約が付加されている場合には、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の、リビング・ニーズ保険金の請求により減額される満期祝金額に対応する保険料相当額

(2) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第3項および第4項中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「6か月後月払年金現価」と読み替えます。

(3) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第4項における指定保険金額分の減額は、指定保険金額に対応する基準年金月額が減額されたものとします。また、主契約に満期祝金特約が付加されている場合には、満期祝金額も、減額前の基準年金月額に対する減額された基準年金月額の割合で同時に減額されたものとします。この場合、満期祝金特約の満期祝金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。

(4) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第5項および第7項中、「主契約の保険金」とあるのを「主契約の月払年金」と読み替えます。

(5) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>第8項中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の家族生活保障月払年金受取人」と読み替えます。

(6) 第12条<特約の消滅>に定めるほか、主契約の月払年金が支払われたときは、この特約も同時に消滅します。

第30条<主契約が無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕の場合の特則>

この特約を無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。ただし、主契約が介護重点保障型の保険契約に変更された場合には、この特約は消滅します。

(1) 第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>を、つぎのとおり読み替えます。

第3条<リビング・ニーズ保険金の支払>

1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、リビング・ニーズ保険金を被保険者に支払います。この場合、必要書類（別表1）を会社に提出してください。ただし、リビング・ニーズ保険金の請求日（必要書類（別表1）が会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険料払込

期間中の場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。

- 2 リビング・ニーズ保険金の支払額は、リビング・ニーズ保険金の請求日における主契約の基本保険金額（死亡保障型の場合は死亡保険金額。以下同じ。）のうち、会社の定める範囲内で被保険者が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定めた方法で計算した、リビング・ニーズ保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および未払込保険料を差し引いた金額とします。
- 3 主契約の基本保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。
- 4 主契約の基本保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。この場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金額の減額に関する規定にかかわらず、その減額分に対する解約払戻金を支払いません。
- 5 会社は、主契約の保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、リビング・ニーズ保険金の支払事由が発生していたことによりその後リビング・ニーズ保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 6 リビング・ニーズ保険金を支払う前に被保険者が死亡している場合には、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- 7 リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の保険金の請求を受けた場合には、リビング・ニーズ保険金の請求はなかったものとして取り扱い、リビング・ニーズ保険金は支払いません。
- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、保険契約者から申出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニーズ保険金の受取人とします。
- 9 主約款の保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付の規定による貸付金があるときは、会社は、その支払うべき金額からそれらの貸付金の元利金を差し引きます。
- 10 リビング・ニーズ保険金の受取人は第8項を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

(2) 第9条<告知義務および告知義務違反による解除>の規定は適用しません。

- (3) 主契約に医療保障移行特約または年金移行特約の全部または一部が付加されたときには、つぎのとおりとします。
- ① つぎのいずれかに該当したときは、この特約は同時に消滅します。
 - (ア) 主契約の全部を医療保障移行特約に定める医療保障(以下、「医療保障」といいます。)または年金移行特約に定める年金支払(以下、「年金支払」といいます。)の全部または一部に移行したとき
 - (イ) 主契約のうち医療保障および年金支払のいずれにも移行しない部分が消滅したとき
 - ② 主契約のうち医療保障および年金支払のいずれにも移行しない部分が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。
 - ③ 前②の場合で、主契約のうち医療保障および年金支払のいずれにも移行しない部分の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

<附則>

本特約において、「新がん保険」、「がん定期保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」、「がん定期保険」は、A型とみなします。

別表

別表1 請求書類

<リビング・ニーズ特約>

1. リビング・ニーズ保険金の請求書類

項 目	必 要 書 類
リビング・ニーズ保険金	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・ 受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・ 保険証券
リビング・ニーズ保険金の指定代理請求	・ 会社所定の請求書 ・ 会社所定の様式による医師の診断書 ・ 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 ・ 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 ・ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し ・ 保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

2. その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約の解約	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券
指定代理請求人の変更	・ 会社所定の請求書 ・ 保険契約者の印鑑証明書 ・ 保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。